

社会科

NAVI

中学社会

ナビプラス



「指導と評価の一体化」の 意義と具体的な評価のあり方

玉川大学教授

樋口雅夫

内容の
まとめりごとの
評価って何？

本資料は、一般社団法人教科書協会「教科書発行者行動規範」に則り、配布を許可されているものです。

日文の実践事例、教科情報

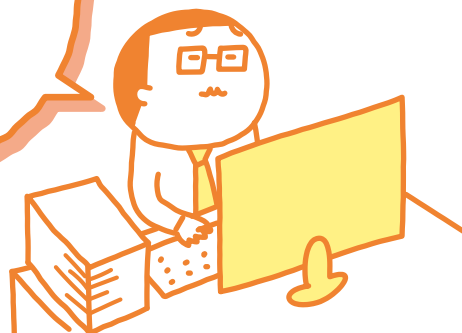
詳しくはWebへ!

日文

検索



※本冊子掲載QRコードのリンク先コンテンツは予告なく変更
または削除する場合があります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



日本文教出版

「指導と評価の一体化」の意義と 具体的な評価のあり方



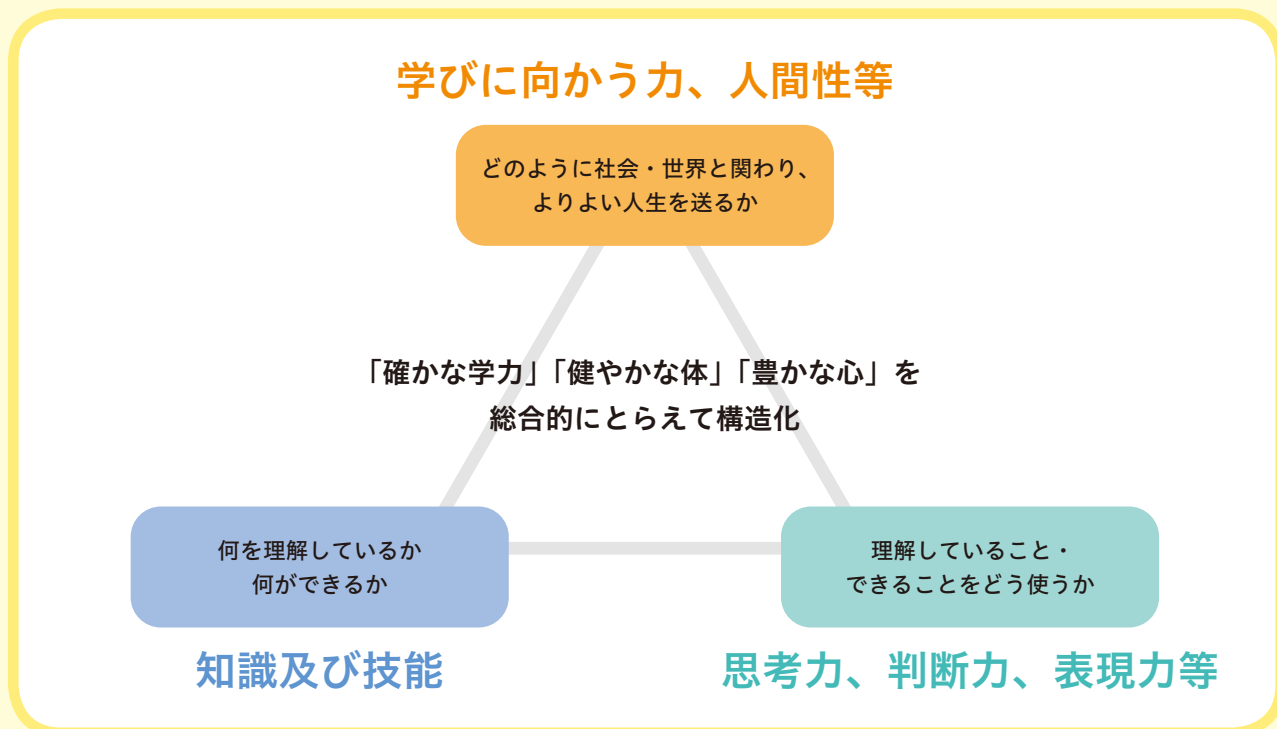
01 はじめに

2020年度より小学校で、2021年度より中学校で全面実施されている学習指導要領では、各教科、分野等に共通して(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」という、育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿った目標が示された。このような目標の示し方は、2022年度より年次進行で実施されている高等学校学習指導要領も同様である。このうち、中学校社会科では「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民として

の資質・能力の基礎」を育成するために、上記(1)から(3)のそれぞれについて科目の特質を表した目標が規定されている。

本稿では、国立教育政策研究所から2020年に公表された『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（中学校社会）』（以下、「参考資料」と示す。）に示された学習評価に関する事例をもとに、中学校社会科における新3観点の評価のあり方について論究したい。

図 資質・能力の三つの柱



02 学習評価の意義とねらい

① 「観点別学習状況の評価」が実施される背景

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。2019年3月29日に文部科学省より発出された「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下、「2019年通知」と示す。）によると、学習評価のあり方は、概要、①児童生徒の学習状況を適宜把握して教師が指導の改善に生かすとともに、②児童生徒が学習したことの意味や価値を実感し、学習改善につながるものにしていくために重要である、等とされている。

小・中学校においては、これまでも「目標に準拠した評価」の考え方にに基づき、指導と評価の一体的な取り組みがなされてきた。古くは1989年版学習指導要領に基づく指導要録の改訂（1991年「通知」）において、「各教科の『観点別学習状況』の欄については、新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして評価の観点を設け、児童生徒の目標の実現状況について評価する」とされ、「観点別学習状況の評価」を一層明確にするために、「目標に準拠した評価」の考え方が示された。これは、1989年版学習指導要領で目指された「新しい学力観」と相まって、21世紀を迎える新しい社会に対応できる学力を明確に示す手立てとして構想されたものであった。

当時の学校現場では、それまでの知識・理解を相当程度重視していた「相対評価」に代わり「絶対評価」が導入されたとの捉えのもと、新しい評価手法についての研究が急速に進んだ時代であった。

次いで、2000年の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」では、「観点別学習状況の評価」を一層進めていくために「各学校における評価が客観的で、信頼できるものである」ことの重要性に言及し、「学習指導要領の目標に照らして、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するために参考となる評価規準や評価方法等を関係機関において研究開発し、各学校における評価規準の作成に活用できるようにすることが必要である」とされた。この答申を受けて、国立教育政策研究所が、

各教科の内容のまとめごと（中学校社会科においては、原則として学習指導要領の「2 内容」の各中項目ごと）の評価規準、その具体例、並びに評価に関する事例を「2002年版参考資料」としてとりまとめ、各中学校等において評価規準を作成する際の参考としてもらうことを意図したのである。

その後、国立教育政策研究所では、学習指導要領が改訂されたり、評価の観点が変更になったり、また「客観的な評価」から「妥当性・信頼性を有した評価」へと位置付けが変わったりしたその都度、新しい「参考資料」を作成し、学校現場の指導と評価の取り組みの参考としてもらい、現在に至っている。

なお、「評定」は、「観点別学習状況の評価」を実施した後にはじめておこなう評価であるため、妥当性・信頼性を有した「評定」を記録するためには、適切な「観点別学習状況の評価」の実施とその総括が欠かせない。そこで本稿では、「評定」に先だって「観点別学習状況の評価」とは何か、ということから、順を追って論究したい。

② 「観点別学習状況の評価」が実施されることの意義

そもそも、「観点別学習状況の評価」といったときの「観点」とは何を指すのだろうか。教育基本法第1条「教育の目的」に規定されているとおり、本来、教育は人格の完成を目指して営まれる行為である。とはいえ、各教科等の毎時間の授業で、人格が完成に近づいたかどうかを評価する、ということは現実的ではないどころか、不可能であろう。そこで、今回の学習指導要領改訂において、育成を目指す資質・能力が三つの柱に共通整理されたことを踏まえ、また学校教育法第30条2項に規定された学力の三要素とも整合させるという方針のもと、すべての教科等、小・中・高のすべての校種において「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で表すこととなったのである。

先述のとおり、「観点別学習状況の評価」は、「評定」に先だって実施されるため、その効果は「評定」として生徒の学習状況を総括的に示して学習意欲を喚起することのみに留まらない。教師自身の学習指導のあり

方が効果的であったか、教科や分野等の目標を実現するに足る指導の工夫がなされていたか、といったことを教師自らチェックし、授業改善につなげていくという意義もあるのである。

言葉を換えると、「観点別学習状況の評価」を実施することによって、「指導と評価の一体化」を図ることができる、ということである。これまで、学期末等のペーパーテストのみで生徒の学習状況を測定していた、という教師もいるかもしれない。もちろん、ペーパーテストを工夫することにより、「知識・理解」や「技能」だけでなく「思考・判断・表現」の観点も評価できていたであろう。ただし、単元や本時の授業を実施しているそのときに「観点別学習状況の評価」(特に、学習改善につなげる評価)を取り入れることで、翌年度の授業改善ではなく、単元指導計画を若干見直して、次時の指導改善につなげることも可能となるのである。

例えば、「参考資料」に掲載されている社会科地理的分野「中国・四国地方～人口や都市・村落を中核として」との単元において学習を進める場面を取り上げてみたい。本単元では、岡山市、上勝町、直島における人口減少に対する取り組みについて、ウェビング図

をもとにグループで説明し合い、それぞれの取り組みの共通点に着目してベン図にまとめるという学習活動が掲載されている。この学習活動では、ウェビング図やベン図を用いて「表現」させる過程で、地域的特色や課題について協議させたり、話し合われた様々な事象の関係を整理させたりすることをねらいとしており、この部分をあらかじめ観点別評価(うち、学習改善につなげる評価)の対象としているのである。そのため、グループで作成したウェビング図やベン図を授業中や授業後に教師が見取することで、次時に向けての改善事項を教師・生徒の双方が認識できるようになっているのである。

以上の取り組みは、学習改善につなげる評価であるため、必ずしも個々の生徒全員の状況を評価しなければならない、というものではない。グループ学習にうまく参加できていない生徒や、逆に他の生徒の学習に好影響を与えるような発言・行動ができていない生徒を形成的に評価していくことが主たるねらいなのである。このように、評定に用いる評価の場面と学習改善につなげる評価の場面をあらかじめ設定しておくことで、結果として効果的・効率的な評価の実施につながることが期待されるのである。

03 学習評価の手順

それでは、中学校社会科において「観点別学習状況の評価」は具体的にどのような手順で行われていくものなのであろうか。順を追って説明する。

① 分野の目標の確認

まず、地理、歴史、公民の各分野の目標(1)から(3)を確認する。「目標に準拠した評価」の考え方から、この(1)から(3)と表裏一体になるものが「科目の評価の観点及びその趣旨」ということになる。

以下、単元や本時など、いずれの場合においても、この3観点に即して評価規準を設定していくことになる。

② 単元の評価規準の作成

ここで、単元とは何かについて説明しておきたい。単元は、大単元(学習指導要領における中項目などの内容のまとまり)で示す場合と小単元で示す場合があ

る。

大単元の場合、地理的分野の教科書に即していえば、第2編第2章「世界の諸地域」や第3編第3章「日本の諸地域」などの各章がそれにあたるだろう。ただし、アジア州からオセアニア州、九州地方から北海道地方までがそれぞれ一つの内容のまとまりとなるため、地域や学校で設定されている二学期制や三学期制といった学期区分とうまく整合せず、扱いにくいといったケースもあるかもしれない。そこで、「参考資料」では先述の「中国・四国地方」を5時間扱いの小単元として示し、指導と評価の一体的な取り組みが実施されやすいように工夫されている。ただし、小単元として示す場合には、「参考資料」の「中国・四国地方」に示されているように、3観点すべてを評定に用いる評価として設定することなく、より長期的な視野で見取ることが求められる観点である「主体的に学習に取り組む態度」については示さない、仮に示すとしても

学習改善につなげる評価として示すにとどめる、といった工夫が考えられる。

いずれの場合も、教科書の編・章の名称をそのまま単元名として示すか、より授業内容に則した名称とするかは、授業を実践する教師に委ねられる。

次に、設定した単元の評価規準を「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点それぞれで設定する。その際、学習指導要領で原則「ア」と示された「知識・技能」にかかわる事項や、「イ」と示された「思考・判断・表現」にかかわる事項の記述を参考にしたり、「参考資料」に示されている「内容のまとめりごとの評価規準（例）」を参考にしたりすることが考えられる。

③ 単元の指導計画の作成と評価場面の設定

次に、単元の指導計画を作成する際、単元の時程の何時間目に、どの観点の評価をするか決めることにな

る。単元において「課題を追究したり解決したりする活動」をする際、課題の設定、追究、解決といった場面が想定されよう。例えば、課題を設定する際に教師が説明して習得させた「知識・技能」を見取り、課題を追究する際に「思考・判断・表現」を見取り、課題を解決する際に、課題の追究過程で身に付けた概念的知識を「知識・技能」の観点から見取ったり、発表などの活動を通して「思考・判断・表現」を見取ったり、さらには、新たな課題を発見し追究しようとの意欲が高まったかどうか「主体的に学習に取り組む態度」の観点から見取ったりすることが考えられる。

いずれの場合も、毎時3観点すべてを評価しようとしないことが大切である。とりわけ、「主体的に学習に取り組む態度」は大単元の全体を通して評価する、といった長期的な視野で生徒の変容を見取っていくことが求められる観点であるため、評価にかかる負担が加重にならないよう、適切な頻度で評価場面を設定するようにすることが大切である。

04 各観点の見取り方～「参考資料」を参考に～

① 「授業場面ごとに見取る観点を定める」

生徒の学習状況は一体的に見取るのが理想であるが、現実的には困難なため、評価の観点を3観点のいずれかに定め適切な頻度で見取っていくことになる。学習内容の特質によっては、「知識・技能」と「思考・判断・表現」の両観点の側面を用いながら学習活動を進めている場合もあるかもしれない。この場合、本時では「知識・技能」と「思考・判断・表現」のどちらの観点から見取ることがより適切なのか、教師が判断して評価規準を設定しておくことになる。場合によっては、「知識・技能」の観点については授業後に行われるペーパーテストで評価することとし、本時の授業場面では「思考・判断・表現」のみをワークシートの記述等で見取る、といった仕分けも効果的ではないだろうか。

② 「知識・技能」の見取り方

「知識・技能」の評価については、これまでもペーパーテストで問う、といった方法で行われてきてお

り、さほど困難を感じていないかもしれない。しかし、「2019年通知」で、社会科においてはこれまでの「資料活用の技能」と「社会的事象についての知識・理解」が統合されて「知識・技能」となったことに伴い、知識を見取る場面と技能を見取る場面は基本的には別の場面であることを前提に、総合的に見取ることも可能になった点に留意することが必要である。とはいえ、無理をして総合的に見取る必要はなく、基本的にはこれまでの評価のあり方を踏襲していけばよいのではないだろうか。

③ 「思考・判断・表現」の見取り方

「思考・判断・表現」は、思考・判断した過程や結果を適切に表現しているかどうかを見取る観点であるため、口頭による説明や、ワークシート・ノートへの記述・論述内容をもとに評価することになる。

その際、留意して頂きたいのは、グループワークで出たグループの意見の発表・記述箇所を評価するのではなく、あくまで生徒が個人として考察・構想した事柄の発表・記述箇所を評価する、という点である。通常、グループワークは、「個」→「グループ」(→「全体」)

→「個」という流れが一般的である。したがって、「思考・判断・表現」を見取りたいと考えた時程の終結部で個々の生徒に「振り返りシート」を記述させたり、「個人の考え」と「グループの考え」の両方が記述できるワークシートを準備したりする工夫が考えられる。

④「主体的に学習に取り組む態度」の見取り方

「主体的に学習に取り組む態度」については、「参考資料」によれば、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取り組みを行う側面と、②①の粘り強い取り組みを行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められている。そのため、毎時評価するといったことではなく、「知識・技能」、「思考・判断・表現」の両観点以上に、単元全体を見通した長期的な視野で評価にあたる必要がある。

「参考資料」では、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に関連して、歴史的分野の単元「近世の日本」（28時間）における小単元の設定と評価場面の記載が参考になる。

単元「近世の日本」は、「世界の動きと統一事業」、「江戸幕府の成立と対外関係」、「産業の発達と町人文化」、「幕府の政治の展開」という四つの小単元から成り立っている。その上で、本単元（中項目）全体の導入で、小学校での学習を踏まえつつ、「中項目全体を貫く問い」に対して、学習の見通しをもって学習に取り組もうとしているかを「学習改善につなげる評価」として評価場面設定している。また、各小単元の終結部分において、自己の学習について振り返り、調整しようとしているかどうかを「学習改善につなげる評価」として評価場面設定している。

これは、生徒自らにとって、学習内容や学習の過程などを振り返り、学びの調整力を働かせることにつながる機会となるとともに、教師の側からすれば、ワークシートなどから生徒の学習状況を確認し、次の学習につながる適切な助言を与える機会となることを示しているのである。

その上で、単元（中項目）全体の終結部分において、「作成したレポートと、単元のはじめに記した自分の『学習の見通し』を比べ、加わった点や新たに気付いた点などを振り返ってみよう」、「近世の社会の変化の

学習を振り返り、次の時代に大切になると思うキーワードをいくつかあげて、その理由を示してみよう」との課題を提示し、評定に用いる評価として「主体的に学習に取り組む態度」の観点を見取ることが提案されており、大変参考になるのではないだろうか。

⑤「主体的に学習に取り組む態度」で評価しない部分

資質・能力の三つめの柱「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」の観点で見取ることができる「学びに向かう力」の部分と、「観点別学習状況の評価」や評定にはなじまない「人間性等」の部分があることについて確認しておきたい。社会科の教科および分野目標では、「愛情」、「自覚」などとして示されている箇所が「人間性等」の「等」にあたりと考えられる。これらは、社会科学学習を通して涵養される大切なものであることは論を待たないが、すべての教科等で統一的に示された評価の観点名である「主体的に学習に取り組む態度」の範囲を超えるものであり、かつ生徒の内面に直接関わるものであるため、「観点別学習状況の評価」や評定にはなじまない、と整理されているのである。

⑥ルーブリック評価について

「観点別学習状況の評価」にルーブリック評価の要素を加え、S、A、B、Cなどの基準を明確に示すことも効果的である。しかし、教師一人一人が単元ごとにルーブリックを作成することは、非常に大きな負担になるという課題があり、「2019年通知」や「参考資料」ではルーブリックを作成することまでは求められていない。

ただし、今後、評価に関する研究がさらに進み、ルーブリック評価が広まってくることも考えられる。その際は、学会や各種研究会、研修会からの情報発信が、教育委員会や教育センターからの周知に先行すると思われるので、評価の研究に関心のある方は注視していただきたい。



05 「評定」への総括のあり方

ここまで述べてきたように、「観点別学習状況の評価」は、単元ごとに3観点それぞれでA～Cの評価がなされることになる。その際、例えば「知識・技能」を単元内で3回評価する場面を設定していた場合、それがA・A・Aなら「A」、A・B・Bなら「B」と総括する、といったことが考えられる。同様に、3観点それぞれの評価が「A」・「A」・「A」であった場合の評定は「5」、「A」・「B」・「A」であった場合の評定は「4」、「B」・「B」・「B」であった場合の評定は「3」と定めておくなど、各学校で「観点別学習状況の評価」の総括の基準を定めておくことで、円滑な「評定」の作成につなげることが期待できる。

いずれの場合も、学習指導要領に定められた内容に

ついて、すべての生徒が「十分満足できる」状況（A）（おおむね80%程度）にまで至ればそれに越したことはないが、社会科の年間学習時間は限られており、一つの単元だけで全員をAに到達させられたとしても、分野の学習の全体、また3年間の社会科学習の全体を通して全員をAに到達させるのは至難の業であろう。学習評価の考え方の基本は、決して無理をせず、すべての生徒を「おおむね満足できる」状況（B）（60%程度）以上に到達させることを目指すものであることに留意いただきたい。

ここまで述べてきたように、学習評価のあり方は、終戦直後の正規分布による相対評価から、現在は「目標に準拠した評価」へと変化してきている。

06 おわりに ～指導と評価の一体的な取り組みを～

本稿では、中学校社会科の学習評価をおこなう際、評定に用いる評価については、**①単元全体を見通して、3観点のそれぞれを評価する場面をあらかじめ設定しておくこと、②毎時3観点を見取るといった無理をせず、真に評価が必要な観点に限って見取ること**の有用性について述べた。それによって、おのずと、「評価のための評価」になってしまうことによる余分な負担が避けられ、真に評価が必要な場面ごとに生徒の学習状況を丁寧に見取ることができるようになり、妥当性・信頼性のある評価につながることを期待されるのである。

また、社会科は、ただ単に知識・概念を習得したり、社会的事象の意味や意義を説明できたりするだけに留まらない教科、すなわち中学校を卒業した後を視

野に入れた方向目標として、「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育むことが掲げられ、生徒が自ら社会に関わろうとする態度を育成する側面をもつ教科であることに留意が必要である。

生徒の学習状況を適切に見取り、個々の生徒を励ますなどの「学習改善につなげる評価」も組み込みながら、小・中学校の社会科学習を終え、高等学校での地理歴史科・公民科の学習などを経て、成年年齢である18歳になるまでに「公民としての資質・能力」を確実に育てていくことが大切である。そのための学習評価であると捉えたい。



樋口雅夫（ひぐちまさお）

専門分野／社会科教育、公民教育

主要著書／『中学社会をよりよく理解する。』（共著、日本文教出版、2008年）、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』（編集担当、東洋館出版社、2018年）など

日本文教出版『中学社会』教科書著者

岡山県教育委員会、国公立の中・高等学校教諭、広島経済大学経済学部講師、国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官並びに文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官を経て、2018年より現職。国立教育政策研究所編集『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 中学校社会』（2020年）調査研究協力者



社会科NAVI+ 中学社会⑪

日文教授用資料[中学校社会]

令和5年(2023年)9月11日発行

編集・発行人 佐々木秀樹

発行所 日本文教出版株式会社

〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5

TEL: 06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD33677

日本文教出版 株式会社

<https://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL:06-6692-1261 FAX:06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井1-2-16
TEL:03-3389-4611 FAX:03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-11-14
TEL:092-531-7696 FAX:092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市東区葵1-13-18-7F・B
TEL:052-979-7260 FAX:052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似9-12-1-1
TEL:011-764-1201 FAX:011-764-0690